

藤沢市災害廃棄物処理計画
(概要版)

令和8年3月
藤 沢 市

目 次

第 1 章 基本的事項

第 1 節 計画策定の趣旨	1
第 2 節 災害廃棄物処理の基本的事項	1
第 3 節 被害想定	2

第 2 章 組織及び協力・支援体制

第 1 節 災害発生時の組織体制	3
第 2 節 情報収集・提供	4

第 3 章 発災時の災害廃棄物等の処理

第 1 節 災害廃棄物等の全体処理フロー	5
第 2 節 災害廃棄物等の発生量の推計	5
第 3 節 本市施設における処理可能量	6
第 4 節 災害廃棄物等の処理の考え方	6
第 5 節 収集・運搬	7
第 6 節 仮置場の設置・運営	7
第 7 節 損壊家屋等の撤去・解体	8
第 8 節 災害廃棄物の処理費用	8
第 9 節 環境保全対策・モニタリング・火災対策	8
第 10 節 貴重品等の取扱い方法	8

第 4 章 生活ごみ・避難所ごみ及びし尿の処理

第 1 節 生活ごみ・避難所ごみの処理	9
第 2 節 し尿の処理	10

第 5 章 事前の備え

第 1 節 庁内の組織・人員体制の構築	12
第 2 節 関係機関等との体制の構築	12
第 3 節 仮置場候補地の選定	12
第 4 節 廃棄物処理施設の強靱化	12
第 5 節 職員の研修・訓練	12
第 6 節 市民等への啓発・広報	12

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

(P.1~2)

1. 本計画の目的

藤沢市（以下「本市」という。）は、本市自らが被災することを想定し、平常時の備え（体制整備等）、発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための基本的な考え方、処理の方向性等を示す「藤沢市災害廃棄物処理計画」を平成30年3月に策定しました。計画策定以降、令和元年東日本台風や令和6年能登半島地震等が発生し、災害対応における知見や教訓が蓄積されたこと、国の指針や県及び本市の関連計画が改定・見直しされたこと等を踏まえ、計画を改定しました。

2. 本計画の位置付け

本計画は、国や県の計画等と整合を図りつつ、藤沢市一般廃棄物処理計画における災害廃棄物に関する施策を補足するもので、藤沢市地域防災計画（以下「市防災計画」という。）の下位の個別計画の一つとして位置付けられます。

第2節 災害廃棄物処理の基本的事項

(P.3~8)

1. 対象とする廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、以下のものとします。

災害によって発生するごみ

災害廃棄物

片付けごみ：住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出されるごみ

災害がれき等：損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出されるがれき等

津波堆積物：津波により堆積した土砂・砂泥等

生活を送るなかで発生するごみ

生活ごみ：被災の有無にかかわらず、生活によって出るごみ

避難所ごみ：避難所での生活によって出るごみ

し尿：避難所に設置した仮設トイレ等からの汲み取りし尿

2. 対象とする災害

本計画では、市防災計画で対象とする災害のうち、以下を対象とします。

対象とする災害	概要
地震災害	地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発その他の異常な現象により生ずる被害
風水害等	大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等

3. 災害廃棄物処理の実施主体

「本市」が災害廃棄物処理の実施主体となり、処理責任を負います。
ただし、災害の規模により、広域処理や県への事務委託を検討します。

4. 災害廃棄物処理の基本方針

本市の災害廃棄物の処理に関する基本方針を以下のとおり定めます。

①計画的な処理
災害発生時に想定される様々な状況を踏まえて、平常時より本計画に基づき事前の備えに努めるとともに、災害発生後も 早期の復旧・復興を実現 すべく、目標期間内の処理完了に向けて、協定を締結している市町や民間事業者団体、県等の関係機関と連携して、計画的に処理を行う。
②衛生的な処理
腐敗性廃棄物等が大量かつ不適切に放置されると、被災地において感染症の発生、悪臭、害虫の大量発生等につながるため、 緊急性の高い廃棄物から優先的かつ迅速に処理 を行い、 公衆衛生を確保 する。
③資源化を前提とした処理
災害廃棄物を排出する段階から分別と減量化を促し、 資源化を徹底 することで、発生した災害廃棄物を資源として最大限に有効活用し、 最終処分量を削減 する。
④安全な処理
災害廃棄物処理は、通常の廃棄物処理とは異なり、有害物質等が混在し、危険を伴う作業であることから、収集作業や災害廃棄物を処理する現場においては、最大限の注意と対策を行い、 作業員や周辺住民の安全を確保 する。
⑤環境に配慮した処理
災害廃棄物の処理に際しては、土壌や水質等の汚染による環境への影響や騒音・振動等による近隣住民への影響がないよう、 必要な環境保全対策及び環境モニタリングを実施 する等、十分に配慮する。

5. 処理期間

災害廃棄物は「**可能な限り早期の処理**」を目指すこととし、発災後に、災害の規模等を踏まえつつ、適切な処理期間を設定します。

第3節 被害想定

(P.9~15)

本計画で対象とする被害想定は、以下のとおりです。

対象とする災害	被害想定
地震災害	大正型関東地震 ※マグニチュード8.2 震度7
風水害等	境川・柏尾川・滝川・白旗川の洪水 引地川・蓼川・小糸川・不動川・一色川の洪水 目久尻川の洪水 小出川の洪水 相模川の洪水 相模灘沿岸における高潮

第2章 組織及び協力・支援体制

第1節 災害発生時の組織体制

(P.17~25)

1. 本市の災害廃棄物処理に係る組織体制

発災時は、「環境部」を中心に、下図に示す体制で災害廃棄物処理に係る業務を遂行します。人員が不足する場合は、他部署や他自治体への応援要請等により、各業務を円滑に履行できる体制を整備します。

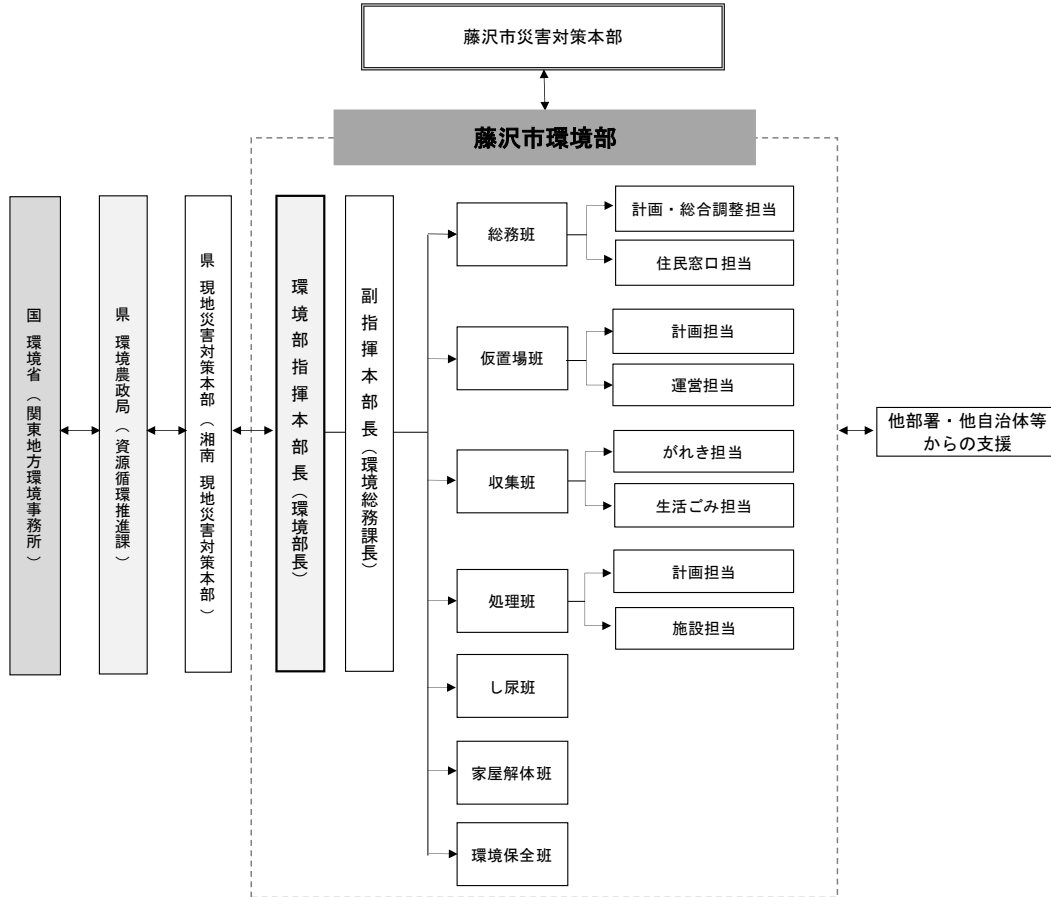


図 本市の災害廃棄物処理に係る組織体制

環境部内担当名称		主な業務内容	対応部署
総務班	計画・総合調整担当	○災害廃棄物処理の進捗管理 ○災害廃棄物処理実行計画策定、国庫補助申請事務 ○県・他市町村との連絡調整、支援要請や受援体制の確保	環境総務課
	住民窓口担当	○住民広報、ボランティア受入に係る情報提供、問い合わせ対応	ゼロカーボン推進課
仮置場班	計画担当	○仮置場の選定、運営計画、発注・契約事務	◎環境施設課 北部環境事業所 石名坂環境事務所
	運営担当	○仮置場の運営、火災・環境保全対策の実施、土地の復旧	
収集班	がれき担当	○災害廃棄物の収集運搬に係る計画、発注・契約事務	環境事業センター
	生活ごみ担当	○生活ごみ・避難所ごみの収集運搬に係る計画、発注・契約事務	
処理班	計画担当	○処理計画の立案・進捗管理	◎環境施設課 北部環境事業所 石名坂環境事業所
	施設担当	○廃棄物処理施設の被災状況の確認、復旧	
し尿班		○し尿の収集運搬及び処理 ○災害トイレの設置、維持管理、撤去	◎環境総務課 北部環境事業所
家屋解体班		○被災家屋の解体撤去の申請受付、発注・契約業務	ゼロカーボン推進課
環境保全班		○有害廃棄物の適正処理に向けた状況確認、指導 ○環境対策、モニタリングの実施、環境保全指導	環境保全課

2. 協力・支援体制

県内外での協力・支援体制を下図に示します。

発災時は、本市または県が締結している**協定に基づき、応援要請**を行います。

また、他市町村等からの受援体制を確保するとともに、災害ボランティアの受入れ体制等を行います。

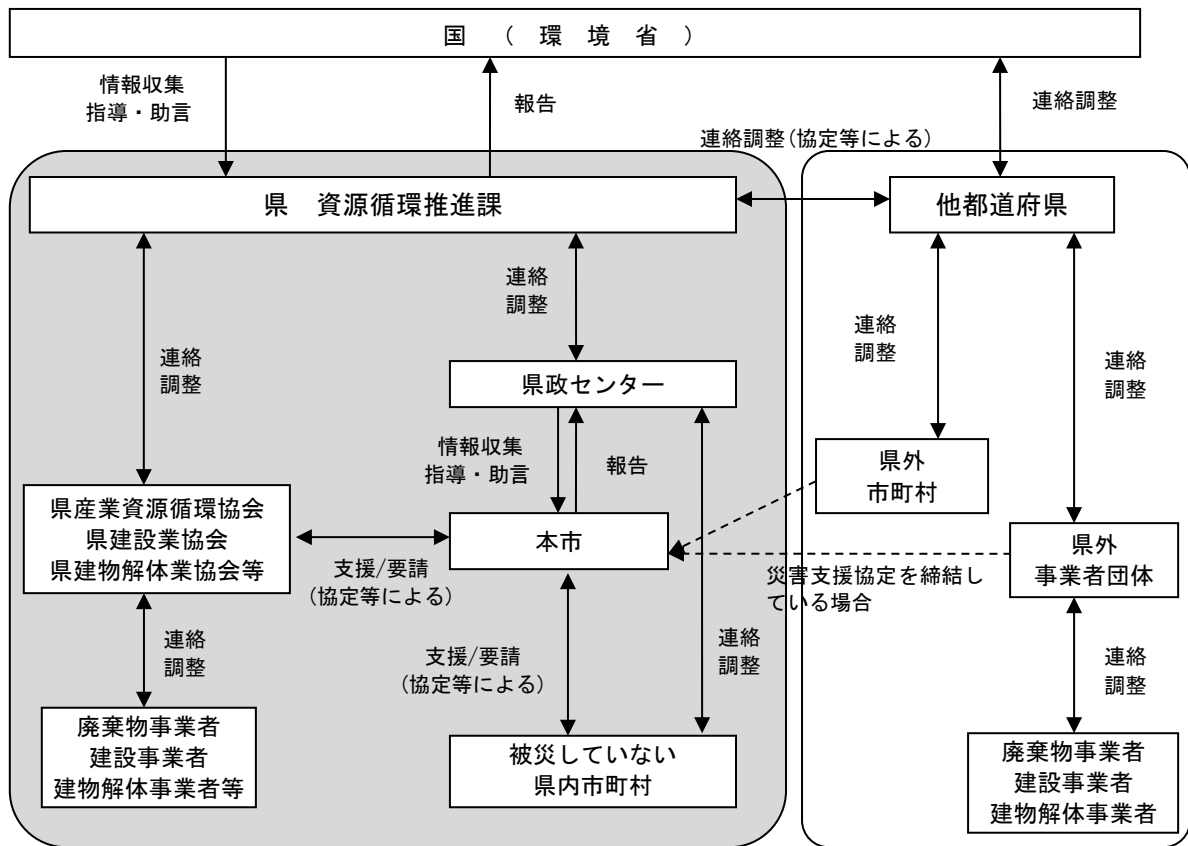


図 県内外での災害廃棄物処理に係る協力・支援体制

第2節 情報収集・提供

(P.36~38)

災害廃棄物に関する最新の情報を整理し、関係機関等と共有します。

また、生活ごみや災害廃棄物に関する以下の情報について、**市民等へ情報提供**を行います。

項目	内容
生活ごみの分別及び収集方法	・発災後のごみ出し等 (分別区分、排出方法、収集頻度等)
仮置場	・設置場所、搬入ルール、搬入可能なごみの種類、 開設する時間及び期間
災害廃棄物処理に係る問い合わせ先	・窓口の電話番号やホームページ情報等
し尿の収集方法	・収集場所、収集頻度
仮設トイレ	・設置場所、設置基数
有害廃棄物やその他処理困難物の取扱い方法	・搬出方法や搬出場所 ・専門処理業者に関する情報
災害廃棄物処理実行計画	・処理スケジュール、処理・処分の方法等
災害廃棄物処理の進捗状況	・処理の進捗状況、今後のスケジュール等

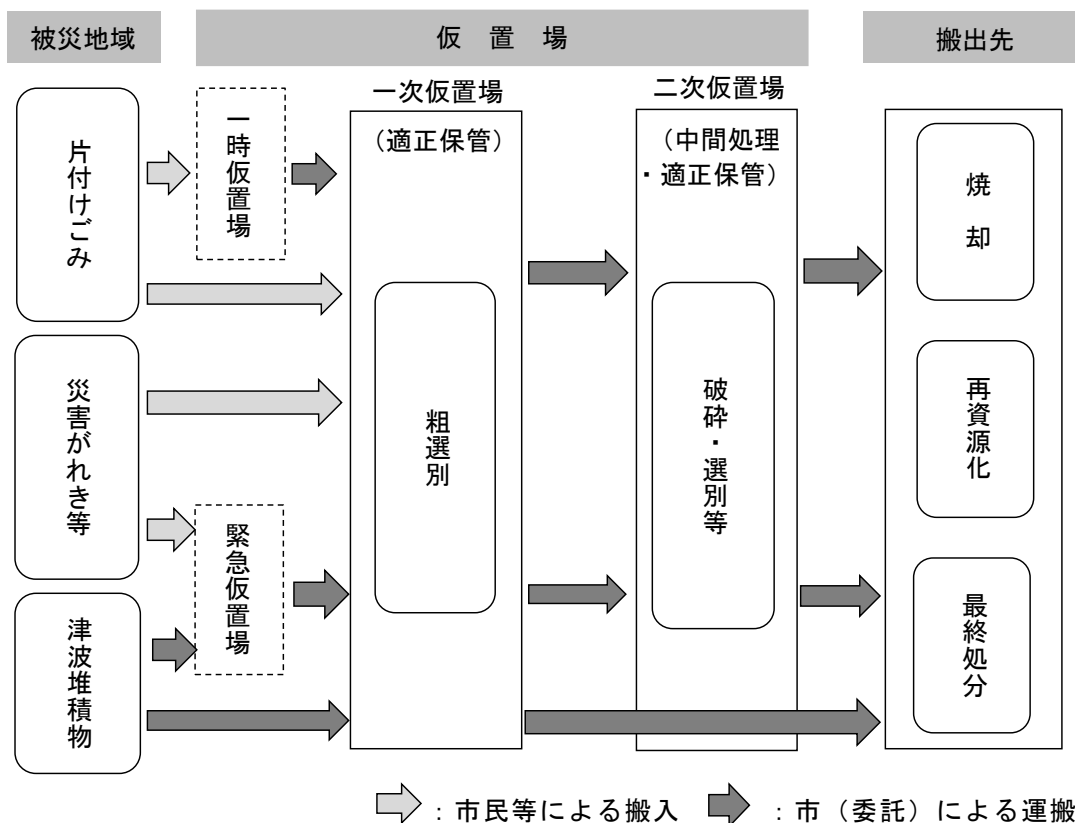
第3章 発災時の災害廃棄物等の処理

第1節 災害廃棄物等の全体処理フロー

(P.39)

災害廃棄物等の処理フローは、以下のとおりです。

片付けごみは一時仮置場または一次仮置場へ、災害がれき等及び津波堆積物は緊急仮置場または一次仮置場へ搬入し、一次・二次仮置場で選別等を行い、可能な限り再資源化を図り、処理・処分します。



※市民等による搬入には、解体業者による搬入も含まれます。

図 災害廃棄物等の処理フロー

第2節 災害廃棄物等の発生量の推計

(P.40~42)

「大正型関東地震」における災害廃棄物等の発生量は以下のとおりです。

種類	割合	発生量(t)
災害廃棄物全体量	100%	3,791,837
災害がれき等	97.2%	3,683,970
片付けごみ	2.8%	107,867
津波堆積物発生量	-	42,797

風水害等による災害廃棄物の発生量は、災害の規模や地域の特性等に大きく左右されることを踏まえ、災害発生後、速やかに建物の被災状況を把握した上で算出します。

第3節 本市施設における処理可能量

(P.43~49)

災害廃棄物のうち、**可燃物及び不燃物については可能な限り本市施設で処理**を行い、それ以外の災害廃棄物については他自治体または民間施設で処理を行います。

ただし、本市施設での処理が困難な場合は、広域処理や民間施設での処理を検討します。

「大正型関東地震」に伴い発生する災害廃棄物は、本市の既存施設では処理しきれないため、県等に支援要請を行い、処理先となる施設を確保します。

第4節 災害廃棄物等の処理の考え方

(P.50~59)

各廃棄物の処理の考え方は、以下のとおりとします。

対象とする 廃棄物	具体的な品目	処理の考え方	
		排出方法	収集・運搬、処理等
片付けごみ	家具、家電（家電リサイクル法対象品目を含む）、畳、木くず、ガラス、食器類・陶磁器、布団、マットレス、瓦、蛍光灯等	原則、 市民 が自ら品目ごとに分別し、 一次仮置場 へ搬入。	一時仮置場に排出・集積された片付けごみは、 発災後 3 ヶ月以内 に、本市又は委託する民間事業者により一次仮置場または処理施設へ運搬。 一次仮置場に排出・集積された片付けごみも同様に、本市又は委託する民間事業者により二次仮置場または処理施設へ運搬。
災害がれき等	コンクリートがら（建物、ブロック塀など）、木くず（倒壊した木造家屋、家具、流木など）、金属くず（鉄骨、鉄筋など）、ガラスくず・陶磁器くず（窓ガラス、瓦など）、廃プラスチック等	解体業者等 が選別を行った上で、 一次仮置場 へ搬入。	廃棄物の種類によって、処理施設または二次仮置場へ直接搬入。 可燃物及び不燃物は、本市施設の処理可能量に応じて、一次仮置場から処理施設へ運搬、処理。 本市施設の処理可能量を超過する分、それ以外の災害廃棄物については、他自治体又は民間の処理施設へ搬入。
津波堆積物	砂・泥、貝殻、陸上の土砂・植物、がれき等	本市 が迅速に撤去し、 一次仮置場 に搬入・集積。 必要に応じて津波堆積物専用の仮置場を設置。	仮置場搬入後は、ヘドロや土砂、がれき類等、粗選別を実施。 埋め戻し材、盛土材、路盤材等の土木資材として有効利用。 有効利用が困難となる場合は、組成と性状に応じて適切に処分。
事業者から排出される 災害廃棄物	大企業から排出される災害廃棄物、通常の事業活動から排出される産業廃棄物	平常時と同様、 事業者 自らの責任において適正に処理。	
	中小企業又は個人事業主より排出され、かつ、災害に起因し、生活環境を著しく阻害するような廃棄物	原則、 事業者 が自ら品目ごとに分別し、 一次仮置場 への搬入。	本市が処理。

発災時は、本市が所有する車両を使用するとともに、通常ごみの収集・運搬委託業者へ協力を要請し、災害廃棄物等の収集・運搬車両を確保します。確保が困難な場合は、県政センターを通じて、他自治体や民間事業者へ支援を要請します。

災害がれき等の収集・運搬ルートは、仮置場の開設状況等を考慮し、緊急輸送道路や避難路を中心に計画します。

1. 仮置場の定義

仮置場とは、災害廃棄物を分別、保管、処理するために一時的に集積する場所のことです（下表）。

発災時、**本市は一次仮置場及び二次仮置場を設置**します。道路啓開等によるがれき等の発生状況や市民等からの片付けごみ等の排出状況に応じて、緊急仮置場や一時仮置場の設置を検討します。

種類	定義
緊急仮置場	発災後、一次仮置場が開設されるまでの早期に設置される仮置場。幹線道路や主要な生活道路を啓開（通行可能にすること）する際に生じるがれきや倒壊危険があり優先的に撤去したがれき等を搬入する。 一次仮置場の開設後は、閉鎖する。
いっとき 一時仮置場	一次仮置場が開設されるまでの間に、 市民等 が片付けごみを排出する仮置場。集積した片付けごみは、本市（委託業者）により一次仮置場等へ搬出する。 一次仮置場の開設後は、閉鎖する。
いちじ 一次仮置場	市民等 が排出する片付けごみ、損壊家屋等から発生するがれき等を一時的に集積する仮置場。分別保管を行うとともに、重機等を用いた粗選別を行う。
二次仮置場	中間処理が一次仮置場において完結しない場合に、さらに破碎、細選別等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために設置する。

2. 設置・運営

発災後の仮置場の設置・運営の手順を下図に示します。

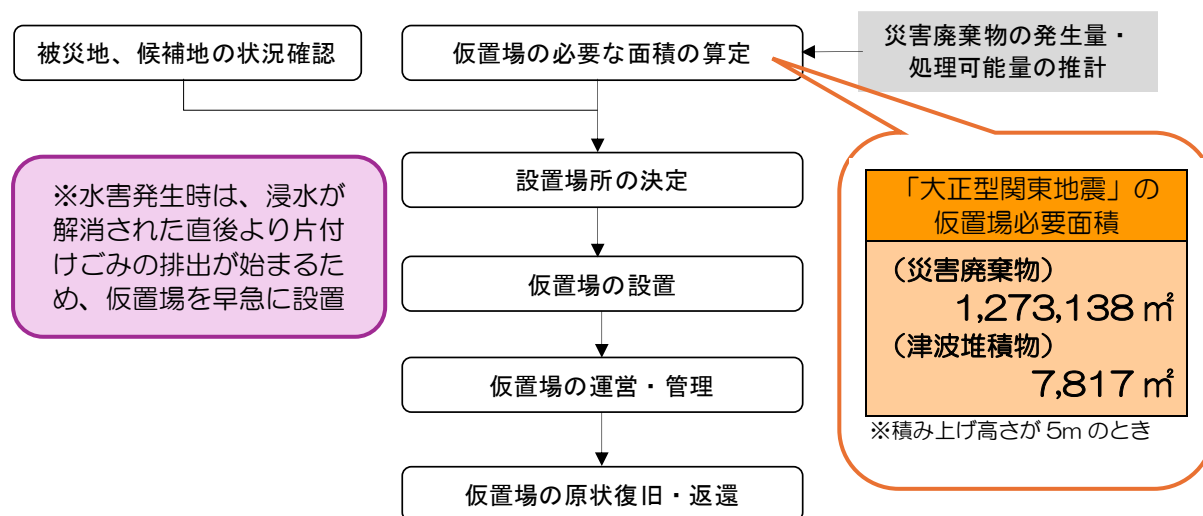


図 発災後の仮置場の設置・運営の手順（フロー）

3. 仮置場候補地の確保

本市の仮置場候補地として以下の5か所を選定しています。「大正型関東地震」の仮置場の必要面積に対し不足するため、民有地や広域連携を含めた候補地の確保を継続的に進めます。

施設名	所在地	敷地面積 (㎡)
谷根最終処分場 (大鋸運動広場)	大鋸 1264	14,000
女坂スポーツ広場	用田 220	15,700
女坂最終処分場	用田 150	17,700
葛原最終処分場跡地	葛原 1777	23,000
葛原第二最終処分場 (くずはら里山広場)	葛原 1800	19,700
合計	-	90,100

第7節 損壊家屋等の撤去・解体

(P.74~78)

損壊家屋の解体は**原則として所有者の責任**によって行いますが、通行上支障がある場合や倒壊の危険性のある場合、また、極めて甚大な被害が生じた場合は、県や所有者等と協議・調整をした上で、公費による撤去 (必要に応じて解体) を行います。

損壊家屋等の撤去・解体は、**原則、全壊家屋のみ**、環境省の補助金 (災害等廃棄物処理事業費補助金) の対象となりますが、被害の状況によっては半壊家屋の解体まで補助対象が拡大される場合もあります。

第8節 災害廃棄物の処理費用

(P.79~82)

被害状況の把握と対応策の検討とあわせて、災害廃棄物の処理費用の見込みを算定し、柔軟な予算執行や編成を行い、財源の確保を図ります。また、環境省の財政支援 (災害等廃棄物処理事業費補助金、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金) を受けることで、本市の財源負担の軽減を図ります。

第9節 環境保全対策・モニタリング・火災対策

(P.83~85)

損壊家屋等の撤去・解体や仮置場の設置等による地域住民の生活環境への影響を軽減・監視するために、環境保全対策及び環境モニタリング等を行い、必要に応じて結果を周辺住民等へ情報提供します。また、仮置場の火災防止対策を実施します。

第10節 貴重品等の取扱い方法

(P.86)

所有者が不明な貴重品または思い出の品等を回収した場合は、貴重品は警察へ引き渡し、思い出の品は本市で保管・管理します。保管・管理する思い出の品は、閲覧の機会を作り、可能な限り持ち主に返却するよう努めます。

第4章 生活ごみ・避難所ごみ及びし尿の処理

第1節 生活ごみ・避難所ごみの処理

(P.87~92)

1. 処理フロー

生活ごみ及び避難所ごみの処理フローは、以下のとおりです。

生活ごみは家庭等から、避難所ごみは避難所から収集し、本市の処理施設に搬入します。また、仮設住宅が建設された場合は、仮設住宅からも生活ごみを収集します。

被災により本市の処理施設への搬入が困難で、施設の復旧が見込まれる場合は搬入が可能となるまで最終処分場等で一時的に保管し、復旧が見込まれない場合は県政センターを通じて他自治体や民間事業者へ支援を要請します。

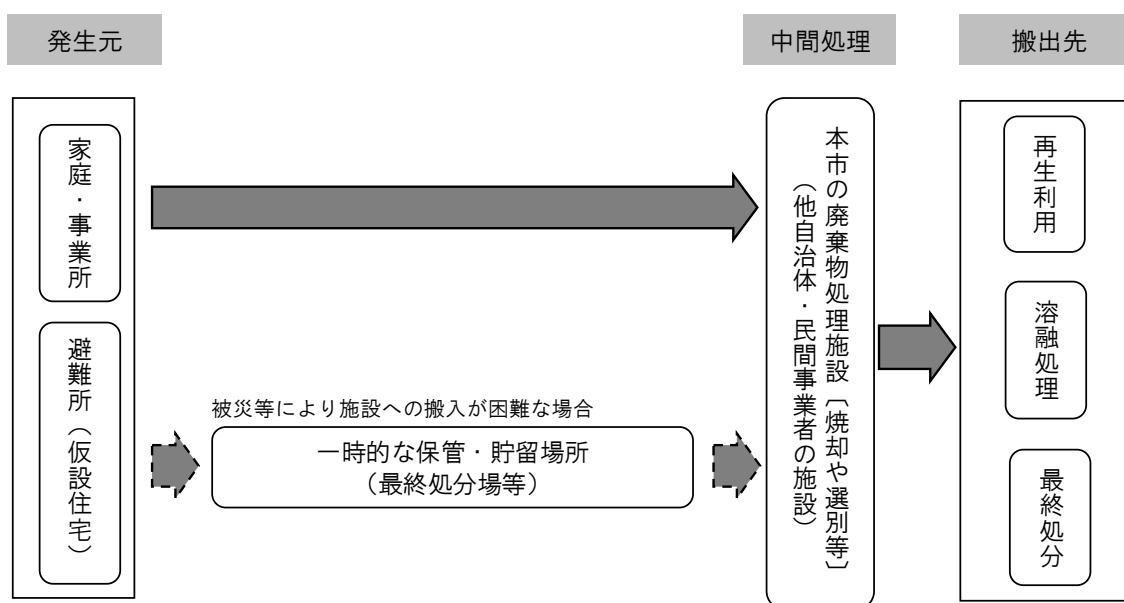


図 生活ごみ・避難所ごみの処理フロー

2. 発生量の推計

「大正型関東地震」における生活ごみ・避難所ごみの発生量を以下に示します。

項目	発災からの経過日数		
	1~3日目	4日目~1週間後	1ヵ月後
避難所ごみ発生量 (t/日)	75	65	37
生活ごみ発生量 (t/日)	256	267	295

3. 処理の考え方

生活ごみ及び避難所ごみの処理の考え方は、以下のとおりとします。

腐敗しやすいごみ(生ごみ、おむつ、使用済み携帯トイレ等)の収集は、災害発生後、**概ね3日以内の再開**を目指すこととします。その他の資源、大型ごみ等は、市のごみ収集が再開するまでは、自宅で保管するよう市民へ要請します。

対象とする 廃棄物	処理の考え方		
	排出方法	収集・運搬	処理等
生活ごみ	平常時と同じ排出ルール(分別区分)に従って、指定収集袋で、平常時と同じ場所(自宅前、集積所)へ排出。 使用済携帯トイレは、それだけを袋(透明・半透明の袋)にまとめて可燃ごみとして排出。	腐敗しやすいごみを優先的に収集し、本市の処理施設に搬入。 被災状況によって、収集体制やルールに変更が生じる場合は、速やかに周知。	本市の処理施設で処理。 被災状況や公共インフラの復旧状況によっては、県等を通じて支援を要請し、他自治体や民間事業者の施設へ搬入し、処理。
避難所ごみ	避難所ごとに定められた分別方法で、指定の場所へ排出。	腐敗しやすいごみを優先的に収集し、本市の処理施設に搬入。	

ごみ種別	経過時間			
	発災直後	～3日	～当面の間	復旧
可燃ごみ	腐敗しやすいもの	生ごみ おむつ(衛生用品含む) 使用済み携帯トイレ	優先的に収集	
	腐敗しにくいもの(紙くず等)			通常どおり収集
	不燃ごみ		段階的に収集を再開 再開していないものは 自宅内での保管を要請	
資源		自宅内での保管を要請		
大型ごみ				

第2節 し尿の処理

(P.93～100)

1. 処理フロー

し尿の処理フローを下図に示します。

発災時は、家庭、事業所及び仮設トイレからし尿を収集し、北部環境事業所のし尿処理施設に搬入します。令和14年度に新たなし尿処理施設が稼働するまでは、仮設し尿処理施設を設置して処理を行います。

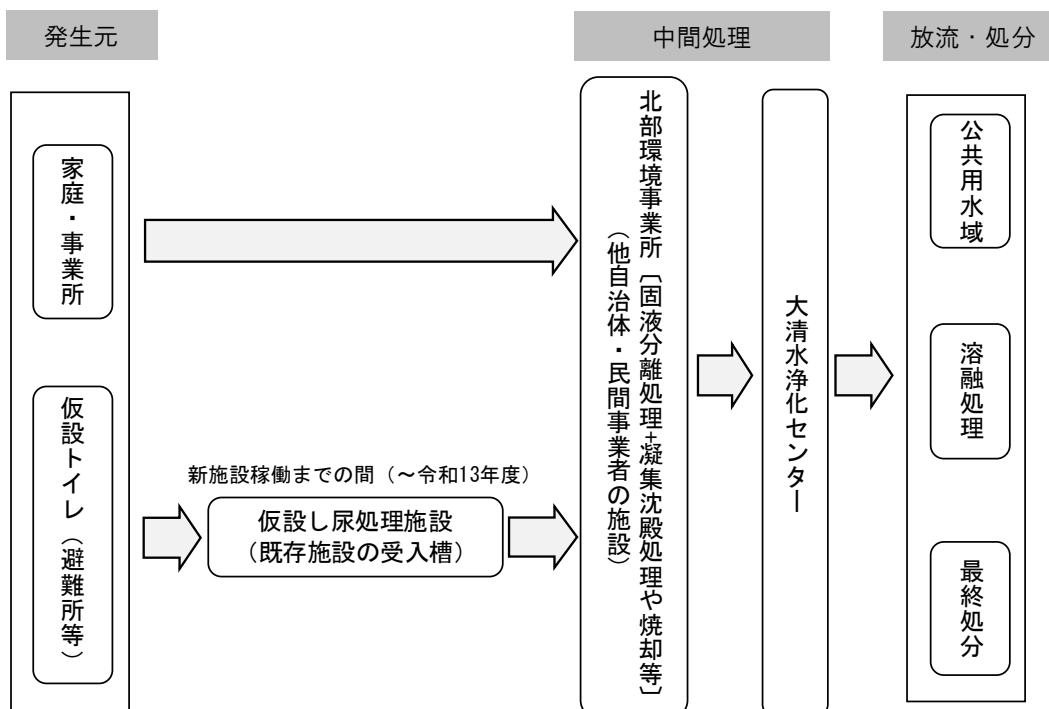


図 し尿の処理フロー

2. し尿収集必要量及び仮設トイレ必要基数の推計

「大正型関東地震」におけるし尿収集必要量及び仮設トイレの必要基数を以下に示します。

平常時より仮設トイレの確保を図りますが、必要基数が多く、仮設トイレの確保に時間を要することが想定されるため、**最低 3 日分、可能であれば 7 日分**は各家庭や避難所で対応できるよう、**携帯トイレの備蓄を推進**します。

項目	発災からの経過日数		
	1～3 日目	4 日目～1 週間後	1 ヶ月後
し尿収集必要量 (kL/日)	402	381	156
仮設トイレ必要基数 (基)	3,005	2,848	1,161

3. 収集・運搬

発災時には、廃棄物処理施設までの距離や収集・運搬車両の貯留能力、し尿収集頻度を踏まえた上で、収集・運搬車両の必要台数を検討します。

また、平常時において本市のし尿の汲み取り及び浄化槽清掃業務を実施している株式会社藤沢市興業公社へ要請し、収集・運搬車両の確保に努めます。確保できる車両が不足する場合は、県政センターを通じて、他自治体や民間事業者へ支援を要請します。

4. 処理

「大正型関東地震」に伴い発生するし尿は、本市のし尿処理施設で処理しきれないため、下水道施設等への受入れの可否を検討するほか、協定締結先の他自治体や県等に支援要請を行い、搬出先となる施設を確保します。

第5章 事前の備え

第1節 庁内の組織・人員体制の構築 (P.101)

平常時から災害廃棄物の処理に係る庁内の組織体制を検討し、災害廃棄物を早急に処理できる体制を構築できるよう環境部内外での協議を進めていきます。

第2節 関係機関等との体制の構築 (P.102)

1. 支援要請先の検討

災害時に円滑・迅速な支援要請を行うことができるよう、要請先と対応可能な支援内容を把握・整理し、優先する支援要請先等について、市受援計画との整合を図った上で検討します。

2. 平常時からの体制構築

関係機関と、相互応援の協定締結や広域ブロック内処理について協議を行う等、連携強化に努めます。また、災害の支援協定の締結先と発災時の連絡体制や具体的な支援内容について協議を行い、発災後速やかに処理体制を構築できるよう調整します。

第3節 仮置場候補地の選定 (P.103)

発災後、迅速に仮置場を開設できるよう、仮置場候補地をできるだけ地理的に偏りがないう地域毎に複数箇所選定し、配置検討、現地確認等の事前準備を進めます。また、庁内関係部局や仮置場候補地の所有者等と調整を行います。

候補地は、仮置場としての利用に適さない場所であっても、利用可能となる条件を付して候補地を含めておき、仮置場の必要面積以上となるよう候補地を可能な限り確保しておきます。

また、発災時の利用を想定して、平常時より候補地の維持管理に努めます。

第4節 廃棄物処理施設の強靱化 (P.103~104)

北部環境事業所の施設や設備には、災害時の電源の確保等の防災機能や耐震や燃料・薬剤の備蓄等の災害対策を講じています。他施設においても、災害によって稼働不能とならないよう対策の検討や準備を実施するとともに、今後整備する施設においても耐震化、地盤改良、浸水対策等を推進することで、強靱性の確保を図ります。

第5節 職員の研修・訓練 (P.105)

災害廃棄物処理に係る訓練・研修に積極的に参加し、発災時に職員が習得した知識、技能等を発揮できるよう努めます。本市が行う研修及び訓練内容も、適宜見直しを行い、実行性の向上を図ります。

第6節 市民等への啓発・広報 (P.106)

災害廃棄物の処理について理解を得られるよう、ごみ NEWS や広報紙・市ホームページへの掲載、啓発パンフレット等の作成・配布、出張講座の実施等を通じて、啓発及び広報活動を継続的に行います。



藤沢市災害廃棄物処理計画 概要版

2026年(令和8年)3月改定

藤沢市環境部環境総務課

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1

電話 0466-50-3529 / FAX 0466-50-8417

E-mail fj-kankyous@city.fujisawa.lg.jp



「キュンとするまち。藤沢」
公式マスコットキャラクター
ふじキュン♡